



マルエム商会からのお知らせ



PCB(ポリ塩化ビフェニル)使用製品及びPCB廃棄物処理の期限内
処理に対し、**お客様の掘り起こし調査のお手伝い**を致します。

お客様にて**ご使用の電気工作物**について、**PCB混入の可能性の有無調査が未実施でお困りの際は**、弊社へご連絡頂ければ**絶縁油の採取から対応**致します。**採取後に弊社にて環境省の定めるPCB測定法に対応できる業者へ分析依頼**致します。

※機器更新等で不要機器の処分をする際、**PCBを含んでいる可能性がある変圧器・コンデンサなどは、産業廃棄物処理業者へ廃棄依頼する際に分析結果書類が必要**となります。

【参考価格】 変圧器絶縁油成分検査:(1台/20,000円)
※別途採取作業費が必要となります。

また、**電気機器の老朽でお困りの際は変圧器・コンデンサ・LED照明等、工事含め更新提案**致します。ご検討お願い致します。

【問い合わせ先】

(株)マルエム商会 電力機器システム事業部 名古屋:052-231-7461/一宮:0586-73-0141

URL <https://www.maruem.jp/>

ご参考:環境省・経済産業省発行資料

電気室やキュービクルなどを 念のため確認してください!!

その中に有害物質である**PCB**を含有している
変圧器(トランス)やコンデンサーがあるかもしれません。



確認の際には
電気主任技術者の指示に従い
事故等に注意してください。



**PCBを含有している
電気機器が見つかった場合、
すぐに届出を出してください。**

罰則対象となりますので、届出を確実に実施してください。



環境省 経済産業省

PCB廃棄物を保管している 事業者のみなさまへ

PCB廃棄物とは

PCBは概えにくく電気絶縁性に優れていたため、トランスやコンデンサ等の電気機器の絶縁油として広く使用されました。しかし、有害であることが判明したため、昭和47年以降は製造や新たな使用は禁止されました。このため、絶縁油にPCBを使用したトランスやコンデンサ等で廃棄物になったものはPCB廃棄物として特別な保管・処分をしなければなりません。



トランス



コンデンサ



- PCB廃棄物はPCBの漏洩が生じないように適正に保管・管理してください。
- 保管及び処分の状況について都道府県知事(政令で定める市にあっては市長)に毎年届け出なければなりません。
- 収集運搬や処分するときは許可業者に委託しなければなりません。
- PCB廃棄物の掘り直し、掘り受けは原則禁止されています。



環境省